

## 実習負担金の徴収に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、こども事業課各こども園、こども支援課、おやこ保健課における実習生の実習負担金について必要な事項を定めるものとする。

### (受入れ対象者)

第2条 受入れ対象者は、次の各号に掲げる資格を取得することを目的とする実習生とする。

- (1) 保育士
- (2) 幼稚園教諭
- (3) 看護師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 言語聴覚士
- (7) 臨床心理士

ただし「豊中保健所実習受入れ要領」に基づく実習生を除く

### (実習負担金)

第3条 実習負担金は、受入れ対象者が通学する学校長等（以下「学校長等」という。）より徴収するものとする。

- 2 市長は、学校長等に対し実習後に実績に基づいて、様式第1号により、実習生一人当たり1日2,000円の実習負担金を請求するものとする。
- 3 学校長等は、市の指定する日までに実習負担金を納付しなければならない。
- 4 既納の実習負担金は還付しない。ただし市長が特別の事情があると認めるときは実習負担金の全部または一部を還付することができる。

### (細則)

第4条 この要綱に定めるものの他、実習負担金の徴収に関し必要な事項は、豊中市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。